

発電所に係る環境影響評価の手続きについて

(1) 方法書手続きの概略

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、開発事業の内容を決めるに当たり、当該事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度です。

計画段階環境配慮書の手続きを終えた事業者は、どのような項目について、どのような調査・予測・評価をしていくかを取りまとめた環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成します。これに対し、主務大臣（経済産業大臣）は、一般の方々や地方公共団体等から提出された意見を踏まえ、事業者に対し勧告^{*}を出します。事業者は、方法書に対する様々な意見等を踏まえ、必要に応じて方法書の内容を見直したうえで、環境影響に係る調査・予測・評価を実施します。

方法書の具体的な手続きとしては、

- ① 方法書を作成し、主務大臣に届出するとともに、関係行政機関に送付した後、公告・縦覧・説明会を実施する。
- ② 事業者は、一般の方から環境保全の見地からの意見を求め、意見概要及び見解を主務大臣及び関係行政機関に送付する。
- ③ 県知事は、関係市町村長の意見を踏まえ、主務大臣に環境保全上の意見を提出する。
- ④ 主務大臣は、県知事意見、住民等意見を踏まえ、事業者に環境保全上の勧告^{*}を提出する。

(2) 方法書等事務フロー

